

令和2年度

第9回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

## 第 9 回 総 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和2年12月17日(木) 午後2時45分から午後4時10分
- 2 開催場所 静岡県産業経済会館 特別会議室
- 3 出席委員(19人)  
会長 13番 西ヶ谷量太郎  
会長職務代理者(副会長) 12番 徳田 雅亮  
委員 1番 伊藤 修司      2番 遠藤 公夫      3番 大石 雅章  
4番 大石 泰子      5番 大塚 師輝      6番 佐藤 直美  
7番 佐藤 操      8番 白岩 正行      10番 鈴木 茂樹  
11番 鈴木 長一      14番 西子 親慶      15番 仁藤 雅巳  
16番 堀越 隆正      17番 牧野 正昭      18番 松永 一雄  
19番 望月 芳明      20番 山田 常己
- 4 欠席委員(1名)  
9番 杉山 寿朗
- 5 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について  
議案第50号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第51号 農地転用許可後の事業計画変更承認について(5条)  
議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第53号 非農地証明申請について  
議案第54号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について  
議案第55号 非農地の承認について  
報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第38号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定  
による届出について  
報告第39号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第40号 相続税納税猶予の関する適格者証明願いについて
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長 青島 浩義、次長 山本 正浩、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、副主幹 小林 満明、主査 山本 昌明、主幹兼農地係長 望月 嘉里、主査 松永 文雄、主査 竹本 公彦、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美

7 農地利用課職員

主事 寺園 理帆

8 会議の概要

議長 長 ただ今から令和2年度第9回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、9番 杉山 寿朗委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定数に達しておりますので、総会は成立しております。静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

7番 佐藤 操委員、10番 鈴木 茂樹委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第49号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第49号朗読】

計画は2ページから76ページに記載のとおり439件でございます。内容につきましては、担当の農地利用課職員から説明いたします。

議長 長 この議案の中に出席委員に関する案件があります。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願いします。

(委員退席)

議長 長 それでは、担当の農地利用課職員から、内容説明の説明をお願いします。

農地利用課 それでは、本日、12月の総会で決定を得たい議案の説明をさせていただきます。令和2年12月24日に公告を予定している農地中間管理事業、及び利用権設定促進事業については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっているため、農業委員会に審議をお願いするものです。今回の農用地利用集積計画案につきましては、2ページから76ページにありますとおりで、貸借契約数としては439件です。まずは農地中間管理事業です。今回の農地中間管理事業にかかる集積計画案につきましては、2ページから70ページがございますとおりで、貸借契約数とし

ては 407件820, 596.27㎡になります。集積計画書案の表ですが、左側から、整理番号、公募地区名、貸し手の住所氏名、借り手の住所氏名、その横に契約する土地の地番、現況地目、面積があり、利用権の種類、土地利用の作目、契約年数、契約期間、賃借料が記載してあり、一番右の欄には、中間管理での貸借が新規なのか更新なのかの記載となります。また、資料1に事業ごとの面積の内訳表、総括表がありますので、そちらも併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類別の面積を記載しています。各筆明細での総数407件に対して、貸借年数区分の合計件数が415件であるのは、出し手6件で5年・10年、1件で5年・15年、1件で9年・10年の契約があり、それぞれ1件として計算しているためです。また権利別内訳の合計件数が416件であるのは、出し手9件で貸借借と使用貸借の両方の契約があり、それぞれ1件として計算しているためです。以上が農地中間管理事業にかかる説明となります。続いて利用権設定促進事業です。利用権設定促進事業は受け手と出し手の申し出により利用権を設定するいわゆる個人対個人の農地の貸借契約です。今回の利用権設定促進事業にかかる集積計画案につきましては、議案書71ページから76ページの整理番号408から439の32件の契約、37, 707.41㎡です。またこちらも、資料1の裏面に、利用権設定の事業ごとの面積の内訳表、総括表がありますので、併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類別の面積を記載しています。以上を、まとめますと、農地中間管理事業407件820, 596.27㎡、利用権設定促進事業32件37, 707.41㎡、合計439件858, 303.68㎡です。なお、参考として、昨年度12月総会の貸借契約数は、206件約370, 000㎡となっております。簡単ではございますが、以上を持ちまして農用地利用集積計画(案)の説明とさせていただきます。

議 長  
事 務 局

次に、ただいまの説明に関連し事務局から補足説明をお願いします。

ただいまの説明のありました農地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

これより、質疑に入ります。議案第49号について、発言のある方は挙手をお願いします。

10番  
事 務 局

農地の中間管理事業の中で、新規事業が多いのはなぜか、理由を教えてください。コロナの影響があり、補助事業の関係する口約束の事業も、書面に残すようにしたため集積計画が加速されたことにあります。

議 長

補助金の対象なる事業はどれになるのか。

事務局 新規の事業については、ほぼ対象になります。  
議長 発言もないようですので、議案第49号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第49号は、原案のとおり決定いたしました。一時退席中の委員には、自席にお戻りいただきます。

(委員着席)

議長 次に、議案第50号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第50号朗読】**

申請は78ページ、79ページに記載のとおり11件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号70番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。整理番号71番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。

6番 ただいま事務局から説明ありました2件につきまして、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2班です。整理番号72番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。整理番号73番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大するため、譲り渡し人は、要望に応えるとのことです。整理番号74番、75番は同一案件のため、併せて説明をさせていただきます。葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。整理番号76番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、叔父から姪への親族間の贈与です。

1番 ただいま事務局から説明ありました5件につきまして、2班としては許可相当と

判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号77番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、話がまとまり申請に及んだものです。整理番号78番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、話がまとまり申請に及んだものです。

8番 ただいま事務局から説明ありました5件につきまして、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 4班です。整理番号79番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、親から子への生前贈与による所有権移転です。整理番号80番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、使用借人は規模を拡大したく、使用貸人は要望に応え、使用貸借による権利の設定をしたく、申請に及んだものです。

3番 ただいま事務局から説明ありました2件につきまして、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

12番 整理番号70番の案件ですが、どんな土地なんでしょうか。

事務局 茶畑であります。隣接地も、所有者の土地なので広げていきたいとのこと。

5番 中間管理事業で契約するのか、法第3条で契約するのかは、事務局側で指導しているのか。

事務局 下限面積を満たしていれば、3条契約で、満たしていなければ中間管理事業でお願いします。中間管理事業では、募集時期もあるので、時期がずれている時には、3条で結ぶ事もあります。

議長 発言もないようですので、議案第50号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第50号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第51号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第51号朗読】**

申請は81ページに記載のとおり1件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました1班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号2番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、清水区に本社を置く土木建築業を営む法人です。当初の申請事由ですが、令和元年8月に国道の高架工事による、仮設事務所等設置の一時転用許可をしました。事業計画の変更事由ですが、工事は順調に進んでいましたが、追加工事の発注を受けたため、工事期間の延長をしたく申請におよびました。申請地の農地区分は、第2種農地と判断されます。計画変更の概要は以上です。

6番 ただいま事務局から説明ありました1件につきまして、1班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第51号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第51号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第52号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第52号朗読】**

申請は83ページに記載のとおり5件でございます。

議長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず初めに、整理番号62を審議します。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願いします。

(委員退席)

議長 それでは、地区審査を行いました4班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 4班です。整理番号62番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は現在借家にて生活しておりますが、手狭なことから自己用住宅を建てたく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も

適当と思われます。

3番 　　ただいま事務局から説明ありました整理番号62番の1件につきまして、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 　　これより、質疑に入ります。地区審査会の4班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 　　発言もないようですので、議案第52号中整理番号62について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 　　議案第52号中整理番号62について、原案のとおり決定いたしました。一時退席中の委員には、自席にお戻りいただきます。

(委員着席)

議 長 　　それでは、議案第52号中整理番号62を除く4件について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 　　1班です。整理番号58番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請人は、清水区に本社を置く土木工事業を営んでいる法人です。申請事由ですが、現在、従業員の駐車場が不足しているため、所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号59番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家で生活をしておりますが、親の面倒を看るため住宅を建築したく両親に相談したところ、父親所有の土地を借りることで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。

6番 　　ただいま事務局から説明ありました2件につきまして、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事 務 局 　　2班です。整理番号60番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は申請地の道路を挟んだ住宅の居住者です。現在約1km離れた場所に自家用車を置いています。自宅近くで駐車場を探していたところ土地所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断され、代替性の検討もされ、ま



た、周辺には農地がなく、排水等については、特に問題はないと思われます。

1 番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 3班です。整理番号61番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は総合建設業を営み、県外に本社を置く法人です。申請事由ですが、申請者は本市の公共事業である雨水貯留管の埋設工事を2者からなる共同企業体の1者として工事を請け負いました。なお、5月に当該事業に対する露天資材置場等の目的で、隣接地の許可を得ておりますが、露天資材置場、露天駐車場及び仮残土置き場がさらに必要になったことから、この周辺の土地を探していたところ、土地所有者と話しがまとまり一時転用の申請に及んだものです。転用期間は10ヵ月です。農地区分は第1種農地で、不許可の例外の一時転用に該当します。転用終了後は、田として使用する作付け確約書が提出されています。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。

8番 ただいま事務局から説明ありました1件につきまして、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3番 整理番号58番の案件ですが、計画には問題ありませんが、本社には必要なのか。事務局 資料の地図には記載がありませんが、本社より300mほどなので、必要位置にあると思います。

議長他に発言もないようですので、議案第52号中整理番号62を除く4件について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第52号中整理番号62を除く4件は、原案のとおり決定いたしました。したがって、議案52号は全て原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第53号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第53号朗読】**

申請は85ページに記載のとおり1件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

議長 それでは、地区審査を行いました4班から、担当職員の内容説明と、班長の審査

結果の説明をお願いします。

事務局 4班です。整理番号19番、駿河区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、昭和40年頃より、耕作されない状態が続き現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和2年11月27日に、地区担当農業委員の立会いのもと航空写真等を、確認していただきました。

3番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、4班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいまの議案第53号について、発言のある方は挙手をお願いします。

5番 この案件について、付随するものはありますか。例えば、売買とかはありますか。事務局 これからの計画上、売買の可能性はあります。

12番 この地区は、風致地区には該当しますか。

事務局 該当しています。建物など立てられない訳ではなく、高さなどの制限を設けています。

議長 発言もないようですので、議案第53号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第53号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第54号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第54号朗読】**

申出は87ページ、に記載のとおり2件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号31です。当該生産緑地は平成17年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約200日農作業に従事していました。12月1日に事務局が現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と現地写真で確認していただきました。整理番号32です。当該生産緑地は平成20年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約200日農作業に従事していました。12月1日に事務局が現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と現地写真で確認していただきました。

議長 ただいまの議案第54号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第54号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第54号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第55号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第55号朗読】**

該当者は、89ページから93ページに記載のとおり67名の案件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 提案理由は、農地法第30条の規定による、利用状況調査の結果、森林の様相を呈し、再生利用が困難な農地で、かつ、意向調査において、今後も農地として利用意向がないと確認した遊休農地を、非農地とすることについて、本会の承認を求めたものです。今回、これに該当する農地所有者は67名、内訳は286筆184,842.91㎡です。次のページ、89ページから93ページまでが対象となる筆の一覧となっております。それでは、この調査概要について、資料を使用して、説明させていただきます。資料の束にあります、右上、資料2『B分類農地の非農地化について』をご覧ください。1非農地化への取り組みということで、平成26年度より、利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地、いわゆるB分類と判定された農地について、非農地化を実施しております。そして、静岡市では、県から青地編入を求められている実情を踏まえ、山林原野化が進行した10ha以上の白地農地がある市内11地区を重点地区として非農地化を実施しており、令和元年度までに9地区において非農地化を実施してきました。令和2年度は、第1回農地最適化委員会で承認された清水区小島地区について、非農地化を実施することとしました。今年度の事務の流れですが、その下、2非農地化の流れをご覧ください。上から、対象地の選定、農地所有者の確認等の事前調査ののち、第1回農地最適化委員会で地区の決定を行います。8月に農業委員、推進委員、補助員、中部農林事務所、事務局の計8人で現地確認を行い、現地は山林・原野化が進行しており、対象農地に入っていくことも困難である状況を確認いたしました。また、目視できない部分について、中山間地振興課に協力依頼をしまして、ドローンによる空撮を行い、映像により状況を確認いたしました。そして、それらの対象農地に対して、意向調査を行いました。そのまま、資料の3ページをご覧ください。今回の結果を図示したものにありますが、右下の表にあります、合計部分、調査対象農地198,843.

91㎡、320筆のうち、赤い網掛け部分の、184, 842.91㎡、286筆を、非農地判断するものとなります。また、参考ですが、次のページは、ドローンによる現地調査の撮影位置及び画像となっております。山林・原野化が進行していることが確認できるかと思えます。これら内容について、11月17日、第2回農地最適化委員会で審議・承認されましたので、非農地承認議決をお願いするものであります。なお、本会の審議の結果、非農地に該当すると承認された場合には、農地所有者には、資料7ページにある非農地通知書を送付するとともに、地目変更登記を依頼します。また、同時に、市固定資産税課、県、法務局等の関係機関に対し、今回の非農地リストを送付し、情報提供を行います。

議 長 　　ただいまの議案第55号について、発言のある方は挙手をお願いします。

8番 　　法務局に情報提供をするのはなぜか。

事務局 　　この通知を送ることによって、多くの人が法務局で手続きをすることが予想されるため、事前にお知らせをする目的で情報提供を行っています。

8番 　　非農地通知書の再発行はすることは可能か。

事務局 　　平成26年度から事務を行っています。これまで再発行の依頼はありません。非農地証明の発行については、通常、300円の手数料をいただき行っておりますが、この事務については、実際に依頼があった時点でどのような取り扱いにするか検討する予定です。

議 長 　　発言もないようですので、議案第55号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議 長 　　議案第55号は、原案のとおり承認いたしました。次に、報告事項に入ります。

報告第37号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第37号朗読】

通知は95ページから97ページの13件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 　　それでは、合意解約について説明させていただきます。整理番号96番については、賃借人死亡のため合意解約しました。整理番号97番と98番については、同一の案件です。該当地番の残りの面積の賃貸借契約に伴い、契約を一本化するため、合意解約をしました。今回の議案第49号、農用地利用集積計画で賃借することに

なっております。契約期間は令和3年1月1日から令和12年12月31日です。整理番号99番については、来年、農地法第3条申請、農地中間管理事業で貸借するため合意解約しました。整理番号100番については、賃借人は法人の構成員であり、法人名義の契約に切り替えるため、合意解約しました。整理番号101番と102番については、同一の案件です。賃借人が疾病により農作業が困難、農地の管理が不可能となったため、合意解約をしました。整理番号103番と104番については、同一の案件です。他の賃貸借契約と契約を一本化するため、合意解約をしました。今回の議案第49号、農用地利用集積計画で貸借することになっております。契約期間は令和3年1月1日から令和7年12月31日です。整理番号105番については、経営規模縮小のため、合意解約しました。令和3年2月1日から他の賃借人へ貸借する予定です。整理番号106番と107番については、同一の案件です。賃借人は高齢、体調不良により高地傾斜地の管理が難しくなったため、合意解約をしました。整理番号108番については、賃貸人の相続人が相続税の支払に伴い、売却するため、合意解約しました。

議長 　　ただいまの報告第37号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第37号を終わります。次に、報告第38号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第38号朗読】**

届出は99ページから104ページの49件がございました。その内訳は、4条の転用が19件、5条の転用が30件で、内訳としましたは、所有権移転が23件、賃借権設定が1件、使用貸借による権利の設定が6件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 　　ただいまの報告第38号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第38号を終わります。次に、報告第39号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第39号朗読】**

届出は106ページ、107ページの22件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 　　ただいまの報告第39号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第39号を終わります。

次に、報告第40号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第40号朗読】

申出は109ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号8は、11月5日、最適化推進委員と現地確認を行いました。当該農地は耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付しました。

議長 ただいまの報告第40号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第40号を終わります。以上をもちまして、静岡市農業委員会第9回総会を閉会いたします。